

第9 内装制限・防火材料

1 防火材料

(1) 不燃材料（建基法第2条第9号）

建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他建基政令第108条の2で定める性能をいう。）に関して、次に掲げるものとする。

ア 建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次に掲げる要件（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、（ア）及び（イ））を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年建設省告示第1400号）を用いるもの

（ア） 燃焼しないもの

（イ） 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないもの

（ウ） 避難上有害な煙又はガスを発生しないもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

(2) 準不燃材料（建基政令第1条第5号）

ア 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間前（1）．アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年建設省告示第1401号）を用いるもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

(3) 難燃材料（建基政令第1条第6号）

ア 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間前（1）．1．アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成12年建設省告示第1402号）を用いるもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

2 内装制限を受ける建築物等

建基法第35条の2の規定により内装制限を受ける建築物、部分等については、別表のとおりであること。

3 調理室等の火を使用する場所の取扱い

(1) 建基法第35条の2の規定により内装制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを次のア又はイに掲げる仕上げとしなければならないこと。

ア 準不燃材料としたもの

イ (1)に掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

(2) 建基政令第128条の4第4項の「内装の制限を受ける調理室等で火を使用する場所」の取扱いは次によること。

ア 火気使用部分とその他の部分とが一体である室については、天井から概ね50cm以上下方に突出した不燃材料で造り又は覆われた垂れ壁、その他これに類するもので当該部分が相互に区画された場合を除き、その室のすべてを内装制限の対象とするものであること。

イ 季節的にストーブを用い又は臨時的にコンロ等を用いる室は、内装制限の対象とならないものであること。

ウ 暖炉、炉等を壁等の建築物の部分として設けた室については、その使用が季節的なものであっても内装制限の対象とするものであること。（昭和46年1月29日建設省住指発第44号）

エ 電磁誘導加熱式調理器は、火気を使用しないため、建基法第35条の2に規定される「その他火を使用する設備若しくは器具」に該当しないことから、内装制限が適用されない。ただし、条例等による規制については、電気を熱源とする火気使用設備・器具として適用することに留意すること。

4 組合せによる内装仕上げ

(1) 天井の仕上げ材を不燃材料とし、かつ、壁の一部について木材等を用いた仕上げとする場合等、これまでの規定と異なる方法によった場合でも同様の効果が期待できる場合があることが判明しているため、国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせによる内装の仕上げができること。

(2) 難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げが、平成12年建設省告示第1439号で次のように定められたこと。

ア 建基政令第129条第1項第1号ロ及び同条第4項第2号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。

(ア) 天井（天井のない場合においては、屋根）の屋内に面する部分（周り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、準不燃材料ですること。

(イ) 壁の屋内に面する部分（周り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあつては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維板（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を貼ったものを含む。以下この項において「木材等」という。）又は木材等及び難燃材料ですること。

イ 建基政令第129条第1項第1号ロ及び同条第4項第2号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げ方法は、前ア、（イ）の木材等に係る仕上げの部分を次に定めるところによることとする。ただし、実験によって防火上支障がないことが確かめられた場合においては、この限りでないこと。

(ア) 木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

(イ) 木材等の取付方法は、次のa又はbのいずれかとする。ただし、木材等の厚さが25mm以上である場合においては、この限りでないこと。

a 木材等の厚さが10mm以上の場合にあつては、壁の内部での火災伝搬を有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が1m以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。

b 木材等の厚さが10mm未満の場合にあつては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

5 照明器具カバー、装飾用角材等の取扱い

- (1) 壁又は天井の照明器具のカバー等で、壁又は天井面に占める表面積の1/10を超える場合は内装制限の対象とすること。（昭和44年建設省住指発第149号、昭和45年建設省住指発第35号）
- (2) 次に掲げるものは、内装制限の対象としないことができるものであること。
 - ア 壁、天井面に装飾用として設けた小規模の角材等（格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。）
 - イ 和室のさお縁、天井のさお縁

6 居室から地上へ通じる通路の取扱い

建基政令第129条中の「その他の通路」には、「通路入口等に属するロビーの類」、「避難専用通路」、「避難上必要な他の用途部分の通り抜け部分」等が含まれるものであること。（昭和44年5月1日建設省住指発第149号）

7 消防法令上の内装規制

政令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）並びに省令第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）、省令第12条の2（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）、省令第13条第1項及び第2項（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）、省令第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）、省令第28条の2第1項第4号及び第2項第3号（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの取扱いは、次によること。

- (1) 建基法令上では、床面1.2m以下の部分は規制の範囲の対象としていないが、消防法令上にあつては、床面から規制の対象範囲になること。
- (2) 次に掲げる部分については、内装制限の対象としないこと。
 - ア 押入、物入その他これらに類するもの（収納のために人が内部に出入りするような規模及び形態を有していないものに限る）
 - イ ユニットタイプの浴室及びそれに付随する便所

別表 特殊建築物等の内装一覧表

	用 途 等	対象となる規模			内装箇所	内装材料		
		耐火 建築物	準耐火 建築物	その他		不燃	準不燃	難燃
①	劇場、映画館、 演芸場、観覧 場、公会堂、集 会場	客席の床 面 積 ≥ 400㎡	客席の床面積≥100㎡		居室の天井及び壁 （床から1.2m以 下の腰壁を除 く。）	○	○	○
					通路の天井及び 壁	○	○	—
②	病院、診療所 （ 患者の収容施 設があるものに 限る。）、ホテ ル、旅館、下 宿、共同住宅、 寄宿舎、児童福 祉施設等	3 階以上の 合 計 ≥ 300㎡ （注 1）	2 階部分 の床面積 の合計 ≥ 300㎡ （収容施設 がある場合 に限る。） （注 1）	床面積の 合 計 ≥ 200 ㎡	居室の天井及び壁 （床から1.2m以 下の腰壁を除 く。）	○	○	○
					通路の天井及び壁	○	○	—
③	百貨店、マーケ ット、展示場、 キャバレー、カ フェー、ナイト クラブ、バー、 ダンスホール、 遊技場、公衆浴 場、待合、料理 店、飲食店、物 品販売店（>10 ㎡）	3 階以上 の合計 ≥ 1,000 ㎡	2 階以上 の合計 ≥ 500 ㎡	床面積の 合 計 ≥ 200 ㎡	居室の天井及び壁 （床から1.2m以 下の腰壁を除 く。）	○	○	○
					通路の天井及び壁	○	○	—
④	自動車車庫、自 動車修理工場	全 部			当該用途部分、通 路の天井及び壁	○	○	—
⑤	地階又は地下工 作物内に設ける 居室を①～ ③ の用途に供する 特殊建築物	全 部			居室、廊下、階 段、通路等	○	○	—

	用 途 等	対象となる規模			内装箇所	内装材料		
		耐火 建築物	準耐火 建築物	その他		不燃	準不燃	難燃
⑥	学校、体育館及び31m以下の ②の用途部分を 除くすべての用 途（注2）	・ 階数3以上 → 延べ面積＞500㎡ ・ 階数2以上 → 延べ面積＞1000㎡以上 ・ 階数1以上 → 延べ面積＞3000㎡以上			居室の天井及び壁 （床から1.2m以 下の腰壁等を除 く。）	○	○	○
					廊下、階段、通路 等の天井及び壁	○	○	—
㉓	排煙上無窓の居 室（天井から 80cm以内の開放 できる窓が居室 床面積の1/50未 満）	当該居室の床面積＞50㎡ （ただし、天井の高さが6mを超 えるものを除く。）			居室、廊下、階段 その他の通路等の 天井及び壁	○	○	—
⑧	採光無窓の居室 （建基政令第20 条の有効採光の ない温湿度調整 を要する作業室 等）	全 部 （ただし、天井の高さが6mを超 えるものを除く。）						
⑨	住宅及び併用住 宅の調理室、浴 室等		階数2以上の建築物の 最上階以外の階		調理室等の天井及 び壁	○	○	—
⑩	住宅以外の調理 室、浴室、乾燥 室、ボイラー室 等		全 部					
⑪	①、②及び③の 用途	3階以上の階に居室があるもの			居室の天井	○	○	—

注1 100㎡（共同住宅にあっては200㎡）以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画されている部分の居室を除く。

注2 100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画され、かつ①～④の用途に供しない部分の居室で、耐火建築物又は準耐火建築物（建基法第2条第9号の3イに適合する建築物に限る。）の高さ31m以下の部分にあるものを除く。